

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書（第1回）

提出委員名： 福井 典子

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

社団法人日本てんかん協会は1976年に設立し、100万人のてんかんのある本人とその家族の権利を保障するために、全国47都道府県に支部をつくり今日まで活動を続けています。「障害者自立支援法」については、他の障害者団体とともに応益負担などの諸施策には反対する立場をとってきました。

てんかんのある人は、医療、教育、福祉、就労など、暮らしのあらゆる場面において、困難と直面しています。そこで協会はこの10年間、重点的な要求項目を掲げ毎年国会請願活動を行ってきました。これまで、教育と交通運賃に関して一度ずつ委員会採択をされ、さらに一昨年には請願5項目すべてが採択されるという快挙も成し遂げましたが、それにもかかわらず具体的な施策の推進を見ることなく今日に至っています。協会は、当初から「すべての障害者を対象にした障害者総合福祉法の制定」を主張しています。

その上に立って、当面必要とする対策の重点的なものについて、以下列举します。

1. てんかんに対する法的位置づけの整備を行う

てんかんは、2004年の「障害者基本法」改正時の付帯決議で、「この法律の障害者の範囲に含まれる」とされ、精神保健福祉法および障害者雇用促進法などにより、主に精神障害者保健福祉手帳のサービス対象で分かるように、精神障害者の施策対象として法の適用を受けている。しかし、疾患の特性や障害の多様性などから、より幅広い認識とサービスの適用が求められる。

2. 偏見、無理解を克服するための施策を進める

協会も全力で取り組んできたところではあるが、病気そのものに対する偏見と無理解をなくすために、国としての社会的啓発事業の推進が急務である。

3. 身近なところで適切な医療が受けられるような医療機関の拡充と専門医の育成

医療費助成の拡充、抗てんかん薬の国内承認の迅速化などが求められる。そして、プライマリケアでのてんかん基礎知識の充実、地域における二次医療圏での専門医療の確立、さらにブロック単位での高度専門医療機能として、総合的ケアを提供する「てんかんセンター」の配備が必要である。

4. 教育の場でてんかんについての正しい知識を教える

教員の研修、副読本の発行、低学年からてんかんについて正しい知識を与える、てんかんのある子への教育が充分に行えるような環境の整備、人的配置などが求められる。

5. 暮らし・福祉施策の拡充

JRをはじめとした交通運賃の割引（当面は身体・知的障害者と同等のサービス）、障害年金の受給（生活できる年金額への増額や正しい等級判定の実現）、一人暮らしができるような生活の援助、グループホーム・ケアホームの整備と拡充、ガイドヘルパーの活用、などの整備が急務である。

6. 就労機会の拡充

特に遅れている、てんかんを含む精神障害者雇用の抜本的改善と雇用率の引き上げ、また就労（移行・継続）支援事業所への給付金を日割りから月額払いとする、安定運営の担保が必要である。

以上の項目（要望内容）はごく重点的なものであり、新制度の制定を待つまでもなく、緊急に実現して欲しいものです。その際、これまで協会活動の中で積み上げてきた固有の対応策や実績は、大いに社会的に活用して欲しいと考えています。いうまでもなく、てんかんのある人とその家族は、毎日毎日を発作がいつおこるか分からない不安と闘いながら、懸命に生きているのですから。